

(写)

札法第341号

平成28年(2016年)5月31日

札幌市議会議長

鈴木健雄様

札幌市長秋元克広

正誤表の送付について

平成28年5月12日付け札法第235号をもって送付した議案第12号 札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案に誤記があったため、裏面のとおり正誤表を送付いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

正 誤 表

議案第12号 札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案の一部に誤記がありましたので、下記の箇所の訂正をお願いします。

記

(注) 下線の部分が追加箇所です。

・ 56ページ1行目

【誤】

項第2号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第三種特別業務地区の項第2号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第4号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第一種職住共存地区の項第4号及び第二種職住共存地区の項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表大規模集客施設制限地区の項第1号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改める。(以下省略)

【正】

を「福祉ホーム」に改め、同項第7号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第9号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第二種特別業務地区の項第2号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第三種特別業務地区の項第2号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第4号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第一種職住共存地区の項第4号及び第二種職住共存地区の項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表大規模集客施設制限地区の項第1号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改める。(以下省略)